第 地 方 税 法 施 行 令 12 関 す る事 項

道 府 県 民 税 及び 市 町 村 民 税

1 控 除対象 通 算 適 用 前 欠損 調整額等に係る欠損金額の範囲を定めること。 (第八条の十二、 第八条の

十六の三、 第四十八条の十一、 第四十八条の十一 0) 七 関係

2 控 除 対象 通 算 適 用 前 欠 損 調整額等 の控除 上限 額 であ る法 人税額から控除する額を定めること。 (第

八 条 \mathcal{O} 十三、 第八条 \mathcal{O} 十六 の六、 第 八 条 \mathcal{O} 十七、 第八 条の 十九 の 三 、 第八条 の 二 十、 第八条の二十三

第 四十二 八条の十一の二、 第四十八条の十 -の 十、 第四十八条の十一の十三、 第四十八条の十 の 十

八、 第四 十八条の十一の二十二、 第四十八条の十一の二十五関係

3 控 除対 象 通算 **清湖用** 前 欠損 調 整額等 \dot{O} 特例 を定めること。 (第八条の十四、 第八条の十六の七、 第八

条の十六 \mathcal{O} 八、 第八条 の十七の二、 第 八条 \mathcal{O} + 九 の 二、 第八条 \mathcal{O} + 九 \mathcal{O} 四 第 八条の二十三の二、第

兀 十 八条 \mathcal{O} + -の 三 、 第四 十八 条の十 --- \mathcal{O} + 第四 + 八 条の $\dot{+}$ <u>ー</u>の + = ; 第四 十八 条の十 一 の 十 四

第 四十八条の十一の十七、 第四十八条の十一の十九、 第四十八条の十一の二十六関係

- 4 適格合併等が行われた場合の被合併法人等から合併法人等への控除対象通算適用前欠損調整額等の
- 引継 ぎの 要件を定めること。 (第八条 の十五、 第八条 \mathcal{O} 十六の 匹 第 八条の十八、 第 八条 \mathcal{O} + 九 \mathcal{O} 五.
- 第 八条の二十一、 第八条の二十四、 第四 十八 条の十一の 匹、 第四十八条の十一の八、 第四十二 八 条の
- + の十五、第四十八条の十一の二十、 第四十八条の十一の二十三、 第四十八条の十一の二十七 関 係
- 5 適格合併等が行われた場合の被合併法人等から合併法人等への控除対象通算適用前欠損調整 一額等の
- 引継ぎの特例を定めること。 (第八条の十六、 第八条の十六の五 第八条の十九、 第八条の $\dot{+}$ 九 の六
- 第 八条の二十二、 第九条、 第四十八 条の + 0) 五. 第四 十八 条 \mathcal{O} + \mathcal{O} 九、 第四 十八 条 \mathcal{O} + の 十
- 六、 第四十八条の十一の二十一、 第四十八条の十一の二十四、 第四十八条の十一 の二十八関係
- 6 控除対象通算適用 前欠損調整額の控除の要件の特例を定めること。 (第八条の十六の二、 第四十八

条の十一の六関係)

一事業税

法 人の 事 業税 \mathcal{O} 課税標準 で あ る各事業年 度 の所得を計算する場合にお いて、 法 人税 \mathcal{O} 規 %定の例 により

繰 越 欠損 金を損金の額に算入するための必要な読替え等を定めること。 (第二十条の三 関 係

三 国民健康保険税

国民 健 康保険 税 \mathcal{O} 減 額の基準について、 所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を四十三万円

(現行三十三万円) に引き上げるとともに、 被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受

ける者の数の合計数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えること。 (第五十六条の八十九

関係)

四 その他

徴 収 の猶 予 \bigcirc 特例の対象となる地方団体の徴収金の期日について、 令和三年二月一日に改めること。

(附則第三十六条関係)

名二 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前 記 第一 の 四 0 改正は公布の日から、 第一の三の改正は令和三年一月一日から、 その他の改正は令和

四年四月一日から施行すること。